

糸魚川市ガス事業譲渡及び
上下水道事業包括委託

特定事業の選定

令和7年10月3日

糸魚川市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、糸魚川市上下水道事業包括委託を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 3 日

糸魚川市長 久保田 郁夫

第1 4事業の概要

1 4事業の名称

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託

2 公共施設等の管理者の名称

糸魚川市長 久保田 郁夫

3 事業の背景・目的

糸魚川市（以下「市」という。）は、ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「ガス上下水道事業」という。）を公営企業として運営している。近年、これらの事業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少等に伴う需要・料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新需要の拡大・維持管理費の増加、耐震化等への対応、職員数の削減や職員の高齢化といった、事業を持続するために解決すべき多くの課題に直面している。ガス事業については、他エネルギーとの競争が激化しており、環境の変化に柔軟に対応し、顧客サービスの充実に迅速に対応していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、市では、令和6年度に、これらの事業のあり方について検討を行った。その結果、新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下3事業で「上下水道事業」という。）は「包括的民間委託（管理・更新一体マネジメント方式）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていくことが望ましいとの結論に至った。

あり方検討の結果を受け、4事業を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者のグループが選定された場合は、当該グループの各法人の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者のうち出資する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者のグループが選定された場合は、当該グループで出資する各法人の総称とする。以下「出資企業」という。）と市が設立した官民共同出資会社と、ガス事業の譲渡契約を締結するとともに、上下水道事業の包括的民間委託契約を締結し、4事業を実施することを計画している。

4 上下水道事業包括委託の概要

(1) 対象事業

上下水道事業包括委託（以下「本事業」という。）は、ガス水道局で所管している次の3事業である。

ア 水道事業

イ 簡易水道事業

ウ 下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業）

(2) 対象施設

本事業の対象施設は、市が整備し管理する水道施設、下水道施設の全てである。

ア 水道施設

水源、浄水場、配水池、管路など、全ての施設

イ 下水道施設

処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設

ウ 農業集落排水施設

処理場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設

エ 漁業集落排水施設

処理場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設

オ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽など、全ての施設

(3) 対象業務

本事業の対象業務は、以下に示す業務である。

ア マネジメントに関する業務

- ・ 水道施設技術マネジメント業務
- ・ 下水道施設技術マネジメント業務

イ 水道施設に関する業務

- ① 水道施設管理業務
 - ・ 運転監視業務
 - ・ 保守点検整備業務
 - ・ 水質検査業務
 - ・ 調達管理業務
 - ・ 情報管理業務
 - ・ その他業務
- ② 水道施設改築業務
 - ・ アセットマネジメント計画（案）策定業務
 - ・ 改築設計業務
 - ・ 改築工事業務
- ③ 水道事業各種調査・計画策定業務
 - ・ 水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務

ウ 下水道施設に関する業務

- ① 処理場施設等管理業務
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 調達管理業務
 - ・ 情報管理業務
 - ・ 廃棄物等収集運搬業務
 - ・ その他業務
- ② 処理場施設等改築業務
 - ・ スtockマネジメント（案）策定業務
 - ・ 改築設計業務
 - ・ 改築工事業務
- ③ 污水管路施設等管理業務
 - ・ 計画的維持管理業務
 - ・ 住民対応業務
 - ・ 廃棄物等収集運搬業務
 - ・ 情報管理業務
- ④ 污水管路施設等改築業務
 - ・ スtockマネジメント（案）策定業務
 - ・ 改築設計業務
- ⑤ 下水道事業各種調査・計画策定業務
 - ・ 下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務
 - ・ 下水道経営戦略見直し業務
 - ・ 不明水調査業務

エ 浄化槽に関する管理業務

- ① 浄化槽管理業務
 - ・ 浄化槽法第 11 条検査業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 浄化槽法第 7 条検査業務
 - ・ 小規模修繕業務

オ 料金徴収・窓口関係業務

- ・料金徴収業務
- ・窓口関係業務
- ・給水装置、排水設備に関する業務
- ・受益者負担金及び分担金に関する業務

カ システム保守業務

- ・下水道台帳作成業務
- ・マッピングシステム保守業務
- ・水道マッピングシステムデータメンテナンス業務
- ・料金システム保守業務
- ・下水道施設設備管理システム保守業務

キ 緊急時対応業務

- ・設備故障対応業務
- ・苦情対応業務
- ・地震時緊急点検業務
- ・非常配備業務
- ・その他、市からの協力要請による業務

ク 附帯業務

- ・官民共同出資会社の提案で市との協議を経て実施するシステム構築や遠方監視システム更新

ケ 任意業務

- ・優先交渉権者又は官民共同出資会社の提案による事業

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。

項目	予定
事業仮契約の締結	令和8年8月
事業契約の発効（予定）	令和8年9月
事業実施時期	令和9年4月～令和19年3月（10年間）
事業契約終了	令和19年3月

(5) 事業方式

本事業の事業方式は、性能発注・長期契約（10年間）による管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）により実施する。

第2 評価の内容

1 概要

(1) 評価の方法

本事業を PFI 法に基づく管理・更新一体マネジメント方式で事業として実施することにより事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できる場合を選定の基準とした。

また、上記の財政負担額の軽減に加えて、本事業を管理・更新一体マネジメント方式による事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的な評価

市が従来と同様の方式にて事業を実施した場合の財政負担額と、管理・更新一体マネジメント方式で事業を実施した場合の財政負担額を算出の上、これらを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(3) 定性的な評価

上記の定量的な評価に加えて、管理・更新一体マネジメント方式にて事業者が事業を実施した場合の定性的な評価を行った。

2 定量的な評価

(1) 算出にあたっての前提条件

定量的な評価を行うにあたり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、事業者の提案内容を制約するものではない。

図表 1 前提条件の比較

区分	市が従来と同様の方式で実施する場合	管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合
共通の区分	① 事業期間：10 年 ② 割引率：1.63% ③ 物価上昇率：考慮しない ※物価変動に伴う支払額の改定を行う予定としているため	
マネジメントに関する業務の費用	① 主な費用の項目 ・ 水道施設技術マネジメント業務 ・ 下水道施設技術マネジメント業務 ② 算出根拠 過年度の糸魚川市管理時における実績等をもとに算定	① 主な費用の項目 同左 ② 算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
水道施設に関する業務の費用	① 主な費用の項目 ・ 水道施設管理業務 ・ 水道施設改築業務 ・ 水道事業各種調査・計画策定業務 ② 算出根拠 過年度の糸魚川市管理時における実績等をもとに算定	① 主な費用の項目 同左 ② 算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
下水道施設に関する業務の費用	① 主な費用の項目 ・ 処理場施設等管理業務 ・ 処理場施設等改築業務 ・ 污水管路施設等管理業務	① 主な費用の項目 同左 ② 算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対

	・ 污水管路施設等改築業務 ・ 下水道事業各種調査・計画策定業務 ② 算出根拠 過年度の糸魚川市管理時における実績等をもとに算定	して、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
浄化槽に関する業務の費用	① 主な費用の項目 ・ 浄化槽管理業務 ② 算出根拠 過年度の糸魚川市管理時における実績等をもとに算定	① 主な費用の項目 同左 ② 算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
料金徴収・窓口関係業務の費用	① 主な費用の項目 ・ 料金徴収業務その他 ② 算出根拠 過年度の糸魚川市管理時における実績等をもとに算定	① 主な費用の項目 同左 ② 算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
システム保守業務に関する業務の費用	① 主な費用の項目 ・ 下水道台帳作成業務その他 ② 算出根拠 過年度の糸魚川市管理時における実績等をもとに算定	① 主な費用の項目 同左 ② 算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
緊急時対応業務の費用	① 主な費用の項目 ・ 設備故障時対応業務その他 ② 算出根拠 過年度の糸魚川市管理時における実績等をもとに算定	① 主な費用の項目 同左 ② 算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
資金調達に関する事項	・ 交付金 ・ 起債 ・ 一般財源	同左

(2) 評価結果

上記の前提条件に基づき、市が従来と同様の方式で実施する場合と、管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合の事業期間中の財政負担額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約 4.6%（現在価値換算後）の縮減が期待できることが確認された。

3 定性的な評価

本事業を管理・更新一体マネジメント方式として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待できる。

(1) 包括発注・長期契約による事業の効率的な実施

設計・建設及び維持管理の各業務を包括化し、10 年間の長期間に亘り事業者に委ねることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や民間事業者の創意工夫による経費削減や更新費用の抑制など、事業の効率的かつ効果的な実施が期待できる。

(2) 民間事業者のノウハウ活用による良質なサービスの提供

本事業では、事業者を公募型プロポーザル方式で募集するため、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することで、良質なサービスの提供が期待できる。また、長期的かつ包括的な事業となることから、各業務の専門性が発揮され、業務の効率化およびサービス水準の向上が期待できる。加えて、上下水道一体での発注によって、今まで市が担っていた上下水道一体での窓口対応等、長期に安定した市民サービスの継続が可能となる。

(3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と民間事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できる。

(4) 維持管理と更新の一体マネジメントによるライフサイクルコストの改善

点検調査の結果や維持管理上の気づき等を反映した修繕・改築計画の策定・実施により、維持管理と更新の一体マネジメントを徹底する。これにより、予防保全を基調としたライフサイクルコストの改善が期待できる。

4 総合評価

本事業は、PFI 法に基づく管理・更新一体マネジメント方式で事業として実施することにより、市が従来方式で実施する場合と比較して、定量的評価において、事業期間中の事業費総額を約 4.6%（現在価値換算後）の縮減が期待できることに加え、定性的な効果も期待できることが確認された。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。